

令和6年度大学研究室発スタートアップ創出支援業務  
受託候補者選定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 令和6年度大学研究室発スタートアップ創出支援業務をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下、「実施要綱」という。）及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは別に定める。

- (1) 当該業務の実施方針
- (2) 当該業務に関する具体的な提案
- (3) 実施体制
- (4) 類似業務実績
- (5) 参考見積書
- (6) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務目的・内容の理解度
- (2) 業務実施方針の妥当性
- (3) 研究シーズの発掘方法
- (4) 発掘したシーズを有する研究者との面談及び伴走型相談支援対象の選定方法
- (5) 大学研究室発スタートアップ創出に向けた伴走型相談支援の方法
- (6) 大学研究室発スタートアップ創出を促進するイベントの企画・実施内容
- (7) 業務目的達成の実現性
- (8) 提案者によるその他提案事項
- (9) 従事スタッフの構成・人数など
- (10) 運営計画の妥当性

(11) 類似業務の受託実績

- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウェイト並びに評価基準の確認
- (3) ヒアリング
- (4) 評価結果の集計及び報告

2 評価委員会には委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。

※機構改革により組織名称が変更した場合、機構改革後の組織名称に読み替えることとする。

- |      |     |              |
|------|-----|--------------|
| 委員長  | 経済局 | 中小企業振興課長     |
| 副委員長 | 経済局 | 企画調整課長       |
| 委員   | 経済局 | 新産業創造課担当係長   |
|      | 経済局 | 金融課担当係長      |
|      | 経済局 | ものづくり支援課担当係長 |

3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

4 評価委員会は、委員の5分の4の出席をもって成立する。

5 評価委員の採点の合計点数（加算項目を含むすべての評価項目の合計点数）が満点の5/10以上の中から、もっとも点の高い者を受託候補者とする。

6 評価が同点の場合は、次の順序で上位の提案をプロポーザルの上位者とする。

- (1) 加重項目の合計点が上位の者
- (2) 評価基準の「2 提案内容に関する視点」の合計点が上位の者

7 委員長は、評価結果を経済局入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

(評価結果の通知)

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会について、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必要事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附 則

この要領は、令和6年3月15日から施行する。